

平成二十三年 第十回 青森市教育委員会定例会 会議録

一 開会日時 平成二十三年十月二十五日(火) 午後三時

二 閉会日時 平成二十三年十月二十五日(火) 午後三時三十分

三 会議開催の場所 教育研修センター四階 第二研修室

四 出席委員

五 欠席委員

六 事務局出席職員

教育部長	小野寺 晃	文化スポーツ振興課長	加藤 文男
理事	板垣 肇	中央市民センター館長	齋藤 実
教育次長	金澤 保	文化財課主幹	川村 範
教育次長	成田 一三三	市民図書館長	今村 牧彦
浪岡教育事務所長	和田 比呂志	学務課長	山谷 尚史
参事社会教育課長事務取扱	館田 一弥	学校給食課長	本間 昭彦
学習環境調整監	塩崎 章悦	指導課長	伴間 孝彦
総務課長	岸田 耕司	浪岡教育事務所教育課長	鳴海 雄大

七 会議に付議された案件

(一) 議事

議案第三十四号 臨時に代理し処理した事項の承認について

(一) 報告

- (一) 青森市民室内プール天井部材落下にかかる今後の対応について
- (二) ネーミングライツ・スポンサーの募集について
- (三) 版画の街・あおもり開催事業におけるワークショップの開催について
- (四) 各市民センターの調査結果について
- (五) 学校給食における牛肉の使用再開について
- (六) 市内中学校における火災について

八 会議録署名委員

西村 恵美子
月 永 良 彦

九 会議の概要

午後三時に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項八のとおり指名する。議案第三十四号について、非公開の会議とすることを決定し、審議を行い、原案のとおり決定する。事務局から六件の報告をし、平成二十三年度第十一回定例会の日程調整をした後、非公開の会議により議案第三十四号を審議し、原案のとおり決定し、閉会した。

十 会議の状況

(一) 報告

委員長

それでは、報告事項に入ります。本日の報告事項は六件となっております。はじめに、(一)「青森市民室内プール天井部材落下にかかる今後の対応について」事務局から報告をお願いいたします。

文化スポーツ振興課長から説明

青森市民室内プール天井部材落下にかかる今後の対応について、御報告申し上げます。前回の定例会で御報告申し上げました、九月二十一日の天井部材落下事案発生以来、専門的知識を有する方々の見解も踏まえ検討してまいりました結果、過去にも同様の事例があった経緯や、今回の落下物は過去の事例よりも

大きく危険度が高かったこと、築後二十九年を経過していることなどから、施設全体にわたり老朽化が進み、現状においても鉄筋部分の錆びやひび割れが生じている部分もございますことから、部分的な補修のみでは利用される方の安全を確保することは困難であるとの判断のもと、期間や費用対効果を考慮しながら、現在、再発防止に向けた具体的な工事方法等について、検討しているところでございます。

併せて、当該プールの重要な設備であります温水配管についても築後二十九年を経過しておりますことから、補修の必要性等について、検討しているところでございます。

このようなことから、現時点では、具体的な再開時期については未だ確定していない状況にあり、利用者の皆様には、当分の間、御不便をおかけすることになりますが、利用者の安全確保を第一義に、対応の進捗状況を随時御報告申し上げますながら、万全な対策を講じ早期の再開に努めてまいりますので、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長

なければ次に移ります。(二)「ネーミングライツ・スポンサーの募集について」事務局から報告をお願いします。

文化スポーツ振興課長から説明

ネーミングライツ・スポンサー募集について、御報告申し上げます。

ネーミングライツ事業実施につきましては、その募集及び審査に要する経費を平成二十三年度一般会計補正予算(第六号)として先の市議会定例会に御提案させていただきました。御議決を賜りましたことから、この度、青森市文化会館を対象施設とし、来年四月からネーミングライツの導入を目指し、スポンサーの募集を行うものでございます。

概要といたしましては、お手元の配布資料のとおりとなっております。主な募集条件等といたしましては、希望するネーミングライツ料を年額五百万円以上、希望する契約期間は平成二十四年四月一日以降三年以上とし、施設の愛称に、企業名又は商品名、ブランド名等をつけることができることとしております。

応募受付期間は、本年十月十七日から十一月十八日までの一カ月間としており、その後、副市長を委員長とし、市の部長職や有識者等で構成される、「施設命名権者選定委員会」において、応募金額、契約期間、施設名称及び地域貢献等を総合的に判断し、優先交渉者を選定いたします。

当該募集の告知につきましては、広報あおもりや青森市ホームページ、ネーミングライツの情報発信サイトへの掲載等により、広く周知が図られるよう努めているところでございますが、委員の皆様におかれましては、当該募集を御周知いただきますよう、何卒御協力の程お願い申し上げます。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長

なければ次に移ります。(三)「版画の街・あおり開催事業におけるワークショップの開催について」事務局から報告をお願いします。

文化スポーツ振興課長から説明

版画の街・あおり開催事業におけるワークショップの開催について御報告申し上げます。

教育委員会では、版画文化の振興に資するため、関係団体や市民有志で構成される「版画の街・あおり実行委員会」の活動を支援しておりますが、この度、実行委員会の事業の一環として版画ワークショップが開催されることとなりました。

その具体的な内容につきましては、お配りした配布資料のとおり、本市出身の関野準一郎市の御子孫であり、御自身も版画家として御活躍中の関野洋作氏をお招きし、「現代の木版画」をテーマに関野氏が作品を制作するにあたっての考え方などの講演や、普段、なかなか見ることが出来ない「摺り」の実演も行っていたく予定となっております。

開催日時は、十一月十二日午後一時三十分から、柳川庁舎二階講堂を会場に、五十名を対象とし、参加料は無料となっております。

このワークショップを通じ、本市出身の著名な版画家の多くの作品を生んだ技法である木版画への関心を深めるとともに、今後とも実行委員会の支援を通じまして、版画文化の振興や継承に取り組んで参ります。

なお、当日は沖館中学校美術部員も多数参加する予定となっておりますことから、委員の皆様におかれましても、この機会に是非会場へ足をお運びいただき、本市の文化資産である木版画の魅力や奥深さに触れていただきますようお願い申し上げます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

西村委員

関野さんの作品は誰もが知る魅力のある作品なので、多くの方々に参加していただきたいと思えますけれども、周知方法については、ひとつ、文章とかもそうですけど、市民ホールとかそういうところに作品を展示してそこで募集という方法もどうかと思えますし、それから、沖館中学校の美術部員の他に、高等学校とかそういうところに、参加・呼びかけをした

のかということに、お尋ね申し上げたいと思います。

文化スポーツ

振興課長

今回の会場につきましては、当初、市民ホールということも念頭において検討いたしました。結果として、関野洋作さんのお話し合いの中で、できるだけ多くの方に参加していただきたいということこちらの意志も組んでいただきました。市民ホールではなく柳川庁舎講堂とさせていただきます。そういった意味で、今回一回やってみて、そのうえで会場やPR方法等を含め検証しまして、次回以降の開催に向け検討させていただきますと思います。それから、沖館中学校以外の学校への案内でございますが、子どもたちにもたくさん来ていただきたいというのが本意でありますもの、ただいま申し上げましたように、今回五十名という枠という設定の中で、実は他の学校にも来ていただけないか、探ってはみましたが、なかなかこの時期、参加できる学校が少ないということで、近くの沖館中学校に声がけいたしました。

したがって、高校生あるいは他の中学校への周知については、今後の検討とさせていただきますと思っております。

西村委員

今後のことについてなんですけれども、この機会を一回だけではなく継続して様々な取り組みをしていくために、できることならば、国際版画トリエンナーレの関係もありますし、青森市としての版画政策というものをもう少しより具体的になるように取り組んでいきたいなと思います。

文化スポーツ

振興課長

市の長期総合計画に位置付けられております「アートで音楽のある街づくり」という市長の推進施策がございますが、その中身について、今後、様々な方の御意見を踏まえつつ、中身を詰めていきたいと考えております。

その中で、版画については、市民の方々から木版画に特化した街づくりに努めるべきといった意見もございますので、そういうことも視野にいれつつ、アートの音楽のあるまちづくりの中身を具体化して参りたいと思います。その中で、今の御指摘のような取り組みについても検討して参りたいと思います。

委員長

その他、御意見・御質問はございませんでしょうか。

委員長

なければ、(四)「各市民センターの調査結果について」事務局から報告をお願いします。

中央市民センター館長から説明

各市民センターの調査結果について御報告申し上げます。

油川市民センターにおける不適切支出事案の発生を受けまして、当該市民センターを除く九箇所の市民センターにおいて、時間外勤務手当を含む人件費やタクシーチケット等の金券、各種謝礼の支給状況について緊急調査を行

いましたが、その結果がまとまりましたので、御報告させていただきます。

今回の調査では、九箇所の市民センターのいずれにおきましても、返還を求めるような不適切な支出と判断される事案は認められませんでした。三つの市民センターにおいて誤った事務処理により人件費を支出していた事案がありました。

まず、西部市民センターにおきまして、就業規則に記載しないまま特別手当と賞与を時間外勤務手当の名目で支給しております。

特別手当、賞与につきましては、青森労働基準監督署の見解では、就業規則になくても、口頭での説明により労使間で特別手当と賞与の支給についての約束があることから労働契約上認めれること、市として配当された人件費の予算の範囲内であれば、支給についての協議があれば容認できるものであることから、特別手当や賞与の支給については問題ないものとしたしましたが、時間外勤務手当の名目で支給していたことは事務処理の誤りであることから、是正するよう指導することいたしました。

次に、古川市民センターにおきましては、業務員の有給休暇を年度末に買い取り、時間外勤務手当名目で支給しております。

労基署によると、「原則、有給休暇の買い取りは認められないが、例外的に、有給休暇を繰越できない形での退職の場合は、事業主側で有給休暇を買い取ることができる。」との見解であり、古川市民センターでの雇用形態がこれに合致するものであること、市としても協議があればやむを得ないこととして容認できるものであることなどから、有給休暇の買い取りについては認められるものであるもの、時間外勤務手当の名目で支給するという手続きに問題があり、また、有給休暇を取得できる労働環境に改善するよう指示することいたしました。

また、古川市民センターでは時間外勤務手当の支給にあたって、所定労働時間を超えた場合の時間外勤務手当が時間給の1.25倍と割増になり、この割増分の支給を避けるため、所定労働八時間勤務後に行った時間外勤務分を週休日に時間外勤務をしたこととして支給しております。

これについては勤務していた実態が確認されておりますことから、支給については問題ないものでありますが、時間外勤務手当の割増を発生させず、週休日に支給していたことは事務処理として誤りであり、適正な時間外勤務手当の支給方法に改善するよう指導することいたしました。

最後に、荒川市民センターにおきましては、予定外の時間外勤務手当の支出によって、年度末に人件費が不足したため、不足分を未払いとして処理し、翌年度の指定管理料から未払いに見合分を支払っております。

未払い分の賃金については、勤務実態のあったもので支払わなければならないものであり、また、市としても、支給についての協議あれば容認することができるものであったと認められますことから、翌年度で前年度分の人件費を負担したことはやむを得ないものと整理いたしました。適正に予算管理が行われていけば発生しなかったものであり、事務処理として誤りであり、予算管理を含む事務手続きについて、適正に執行されるよう

指導することといたしました。

今後におきましては、再び、これらのような事務処理の誤りが発生することのないよう、各市民センターの事務マニュアルの共通化、簡略化を図り、誰にでも理解しやすいものに改善するとともに、規範意識や予算管理、事務手続き等に関する研修を強化し、指定管理者による適正かつ円滑な管理運営を図って参りたいと考えております。

委員長 ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

西村委員

ただ今のことにつきまして、荒川市民センターの不適切支出の事案が聞かれましたけども、運営については適正に行われたことだと思われまます。ただ、事務処理にしまして、不適切な支出あるいは処理といった、意識が希薄な中で行なわれていたことではないかと思われまますので、今後、最後におっしゃったようにマニュアルの共有とか指導改善といったようなこと、そのへんのことを機関であります中央市民センターの方でしっかりと指導していただきと思ひまます。よろしくお願ひいたします。

中央市民

センター館長 これまで以上に、しっかりと見て参りたいと思ひまます。

委員長

その他、御意見・御質問はございませんでしょうか。

委員長

なければ、次に移ります。(五)「学校給食における牛肉の使用再開について」事務局から報告をお願いします。

学校給食課長から説明

学校給食における牛肉の使用再開について御説明いたします。

本市の学校給食に使用する牛肉につきましては、青森県産に限定し使用しているところですが、東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響を踏まえ、「子ども達に安全安心な学校給食を提供する。」という観点から、県産牛の安全が確認されるまでの間、その使用を控えて参ったところでありまます。

教育委員会といたしましては、一日も早い再開に向け、これまで、県産牛の検査体制や、検査済み牛肉の流通状況等の把握に努めて参りました。

その結果、県や畜産関係団体による放射性物質の検査では、県産牛からは放射性物質は検出されはいいないこと、また、納入業者からは、学校給食で必要とする量の牛肉について、検査済みの牛肉による納品が可能であるとの報告を受けたことから、学校給食への県産牛肉の使用が可能な状態になったものと判断し、十一月分の献立より使用

を再開することとしたものであります。
今後におきましても、学校給食に使用する全ての食材につきまして、安全性の確保を第一に、引き続き、万全を
尽くして参ります。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ、次に移ります。(六)「市内中学校における火災について」事務局から報告をお願いいたします。

教育課長から説明

市内中学校における火災について御報告申し上げます。

委員の皆様におかれましては、既に新聞報道等により御承知のこととは存じますが、去る十月二日、日曜日に浪岡中学校におきまして、火災が発生するという事故がございました。

火災の対応につきましては、午前十時十八分頃、火災報知器が作動したのを受け、一階湯沸室から煙が出ていたのを出校していた職員が確認し、消防署に通報いたしました。

消防署員による消火作業により、火はまもなく消し止められ、湯沸室内の木製棚の一部が焼けたほか、工具類及び工具箱、塩ビ管等の補修用具等が燃えて焦げ付いた状態になりました。

火災の原因につきましては、警察の鑑識によれば、放火等の可能性は低く、火元が湯沸室内の木製棚の上にあったラジカセのコード付近であり、コンセントに差し込んだままになっていたラジカセのコードが老朽化し、ショートした可能性が高いとのことでした。

このことを受け当該中学校におきましては、校内の電気機器を速やかに再点検し、使用していない電気機器はコンセントを抜いておくなど、安全確保に努めるとともに、火災発生時の対応について、全教職員に周知徹底を図ったところでございます。

また、教育委員会におきましては、十月六日付けで市内各小中学校校長に対し、火災防止及び発生時の対応に万全を期するようとする文書を通知いたしました。

いずれにいたしましても、このような火災が起こらないよう、教育委員会としても学校訪問の際に、十分に注意を促すとともに、消防署の協力を仰ぎながら、火災の未然防止に努めてまいりたいと考えております。
以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長 なければ、次に移ります。

(二) その他

委員長 その他、事務局から何かございませんでしょうか。

委員長 その他、特になければ、次回の定例会の日程について、協議をお願いします。

総務課長

次回の定例会の開催につきましては、十一月十七日木曜日、午後三時から、場所については、当教育研修センター五階大研修室で開催したいと思えます。

委員長 委員の皆様いかがでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議ございませんので、次回は、十一月十七日木曜日といたします。

それでは、これより非公開の会議に入りたいと思います。

先ほど、議案第三十四号につきましては、非公開の会議にすることといたしましたので、青森市教育委員会会議規則第十五条第二項の規定に基づき、委員及び事務局職員のうち、教育部長、事務局理事、教育次長、浪岡教育事務所長、総務課長、学務課長及び総務課職員を除き、その他職員、傍聴人、記者の皆様は退室をお願いいたします。

(別冊 非公開の会議参照)

委員長 以上を持ちまして、平成二十三年第十回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成二十三年十月二十五日開催の平成二十三年第十回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成二十三年十一月十七日

書記

成田美紀

右のとおり相違ないことを認め署名する。

平成二十三年十一月十七日

署名委員

西村 恵美子

署名委員

月 永 良 彦